

令和４年１１月２日（水） 場所 委員会室

○出席議員

議長	青木 健	日本共産党	高原 幸雄
副議長	藤田 貴裕	公明党	青木 淳子
自由民主党	遠藤 直弘	新しい議会	藤江 竜三
社民・ネット・緑と風	重松 朋宏		



○欠席議員

公明党	小口 俊明
-----	-------



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲
(併) 行政管理部主幹	



○協議事項

◎議長挨拶

議題１．令和４年度予算（議会費）の補正について

２．新年度予算（議会費）について

３．令和５年定例会の日程について

４．令和４年第４回定例会の議事運営について

※ 損害賠償請求事件（令和４年（ワ）第２０１１号）について

◎議長挨拶

○【青木健議長】 それでは、皆さんおはようございます。11月を迎え、何かとお忙しい中、本日の会派代表者会議に御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、徐々に感染者数も増加してきており、第8波の入り口とも言われており、その動向を注視していく必要があるところでございます。そこで、本日も三密防止策をし、皆様の御協力の下、短時間で進めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、小口議員から欠席する旨の御連絡がありましたので、青木淳子議員に代理出席をしていただいておりますことを御報告申し上げます。

それでは、これより会派代表者会議を開きます。



議題 1. 令和 4 年度予算（議会費）の補正について

○【青木健議長】 まず初めに、議題 1、令和 4 年度予算（議会費）の補正についてに入ります。この件につきましては、事務局から御説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、御説明いたします。例年、第 4 回定例会では議会費の補正はしてないところでございますが、行政視察を 1 泊で行わないことを確認した常任委員会の旅費の減額の補正でございます。会派代表者会議資料 No. 5 を御覧ください。常任委員会行政視察を宿泊でなく日帰りに変更したことによりまして、特別旅費を 49 万 6,000 円減額するものでございます。予算現額 3 億 152 万 7,000 円のマイナス 0.164% となります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【青木健議長】 ありがとうございます。この件について何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは、補正予算については、以上のとおり確認をさせていただきます。



議題 2. 新年度予算（議会費）について

○【青木健議長】 続きまして、議題 2、新年度予算（議会費）についてです。事務局から、この件についても御説明を願います。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、令和 5 年度の議会費の予算について御説明をさせていただきます。会派代表者会議資料 No. 6 を御覧ください。新年度予算は、令和 4 年度と比較しまして 616 万円増の 3 億 886 万 3,000 円となっております。令和 5 年度は改選の年度でございますので、例年の経費にプラスして、改選に関わる経費を予算化しているところでございます。

主な変更点につきましては、次長より御説明をさせていただきます。

○【古沢議会事務局次長】 それでは、着座にて説明をさせていただきます。議会費の令和 5 年度予算について、増減の主なもの、また変更点などについて御説明をさせていただきます。会派代表者会議資料 No. 6 の 3 ページをお開きください。

2 の議会事務局会計年度任用職員報酬等につきましては、報酬単価が 1,050 円から 1,080 円に変更になったことに伴い、今年度の予算の積算における出勤日数で計算を致しまして、6 万 2,000 円の増額となっております。なお、令和 5 年定例会の日程が本日確認されますことから、その日程を踏まえまして、今後、出勤日数を調整し、金額を変更させていただきたいと思います。

次に、3の議会運営事業費ですが、議員共済会給付費負担金につきまして、市議会議員共済会より令和5年度の負担金率の見込みについて連絡がございましたことから、86万4,000円の減額となっております。なお、率は現時点での見込みでありますことから、今後、変更がございましたら修正をさせていただきます。

次に、4の議会活動経費につきましては、合計で12万9,000円の増額でございます。報償費につきましては、令和5年度は講師の方をお呼びして行う議員研修会を予定しているため、講師謝礼分として10万円の増額、また旅費の増額分と致しまして、特別旅費で、全国都市問題会議の交通費について、令和5年度は開催場所が福岡県北九州市となったことによりまして、3万4,000円の増額となっております。負担金、補助及び交付金につきましては、関東市議会議長会より負担金について通知があり、5,000円の減額となっております。

次に、5の議会報発行事業費につきましては78万3,000円の増額で、令和5年度は議員改選期でありますことから、議会だよりの発行回数が4回から5回になり、音訳謝礼、くにたち市議会だよりの印刷製本費、配布委託料がそれぞれ増額となっております。

6の会議録作成事業費につきましては、議員改選に伴う開催時間数、印刷物及び原材料価格の高騰等による増を見込みまして、67万8,000円の増額となっております。

資料の4ページをお開きください。7の議会情報提供事業費につきましては、令和4年度当初予算と同額とさせていただきます。

8の議会事務費につきましては、議員改選、備品購入及び事務局職員の研修参加費計上の増などによりまして、12万8,000円の増額となっておりますが、本会議場会議システムの修繕、議会図書室用パソコンの購入及び廃棄が済んでおりますことから62万8,000円の減となり、差引きで全体では50万円の減額となっております。

最後になりますが、9の議員改選費につきましては、平成31年度の当初予算を基に積算をさせていただきまして、587万2,000円を計上させていただいております。令和5年度予算案の概要説明は以上でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

○【青木健議長】 説明が終わりました。新年度予算についてはいかがでしょうか。重松議員。

○【重松朋宏議員】 質疑で、会派代表者会議資料No.6の会計年度任用職員報酬等で期末手当が現時点ではというふうにあるのは、これはどういう理由でしょうか。

○【古沢議会事務局次長】 先ほど申し上げたように、報酬単価が1,050円から1,080円に上がっているということで、この単価を基に積算をしておりますが、本日この後、定例会の日程等について御協議いただいて決定しますので、そちらを踏まえた中でもう一度計算させていただくということで、現時点ではということでございます。

○【内藤議会事務局長】 要は会計年度任用職員の出勤日数の確定がまだできてないので、来年度の議会の日程が決まりましたら、日数の正確な数字が確認できますので、決まりましたら、その数字に対応させていただくという意味でございます。すみませんでした。

○【重松朋宏議員】 期末手当ですけど、それも出勤の日数によって変わることがある。

○【古沢議会事務局次長】 すみません、そちらの日数を踏まえて、もう一度計算し直させていただくということでございます。これは例年同じでございます。

○【重松朋宏議員】 それで会派での意見なんですけれども、議場の椅子の交換の予算化をお願いしたい。従来から座りにくいという意見は出ていたので、腰の具合が悪くて、恐らく来年以降は議員の

入替え制もなくなって、常時、本会議場に朝から夕方まで、座る時間も長くなると思うんです。腰にかなり負担のかかっている議員は改選後も出てくると思うので、ちょっと配慮をしていただいて、取り換えられるようであれば取り換えてほしいという意見がありました。それがまず1点目です。

それから、去年は申し上げてなかったんですけども、職員のほうで前期に議会からのハラスメントの事案があって、相談体制ですとか申し出るような仕組みというのは職員のほうではされているんですけども、職員と議員、あるいは議員間でそのような事案があったときの相談やアドバイスを受けるような体制がないので、そのことについてもアドバイザー、もしくは職員課のほうでつくっている外部の相談機関への相談という形を、議会も関われるような形での参加ができないかというのがもう一点です。

○【青木健議長】 ただいま2点目の御質疑につきましては、この後、私のほうから皆様方にお諮りしたいと思っておりますので、この件については後ほどということでよろしいですか。

○【重松朋宏議員】 はい。あともう一点ありまして、資料No.6の4ページ目ですけども、被服費が83万円、防災服とヘルメットとブーツの貸与だと思うんですけども、これは私も議員に就任したときに貸与を受けて、ほとんど活用する場面がないんですよ。被服の貸与が始まったのは多分、阪神・淡路大震災の後ぐらいだと思うんですけども、これについても見直しが必要なんじゃないか。消防団に入っていらっしゃったり、自主防災に入っていらっしゃる方はそちらの服を使われるでしょうし、実際に災害に遭ったときも、その服に着替えて議員として活動する場面というのもあまり考えづらいのかなというのもありまして、こちらも金額が結構な金額にもなりますし、見直しというののも考えてはいかがかというのが1点です。

○【青木健議長】 被服費につきましては、阪神・淡路以前、平成3年、私が当選したときにも全議員に支給されておりましたので、それ以前からだと思われます。

多分、今、重松議員がおっしゃったのは上に着るジャンパーですね、あれは阪神・淡路の震災の後だったと思います。現地のほうからもそういうものがないと活動ができないという声もあったと思いますので、それを受けてジャンパーの支給を取り入れられたというふうに私のほうでは記憶しております。被服自体は、防災服、ヘルメットについてはそれ以前から支給をされていたものであると御認識いただきたいと思います。

それでは、1点目の椅子の交換の話で、これはどうですか。

○【古沢議会事務局次長】 1番目の議長の椅子ですね。確かにこちらは私も直接、議員さんのほうから、例えばクッションのところから黄色い粉が出ているようなところもございます。あれは中のクッション材が粉になって出てきちゃったりとか、そういったことで椅子自体が少し疲れてきちゃっているという状況については、承知をしているところでございます。

ただ、あの椅子を仮に椅子だけを交換した場合に、どれぐらいの費用がかかるかといった試算はまだしてございませんが、今日、御意見いただきましたので、まずその辺を至急やってみたいと思っております。以上でございます。

○【内藤議会事務局長】 今、次長が御説明いただいたように、事務局の椅子の状況というのは現状は分かっているつもりでございます。一般的には非常に高い金額になるのかなと思うところですので、持ち帰らせていただきますけれども、その前に、もし皆様方会派の方の総意といいますか、お考えが議会さんのほうでどういった方向なのかということも併せて御意見を頂ければと思っております。予算面は、すみません、事務的に持ち帰らせていただきまして、研究をさせていただきたいと思ってお

ります。以上でございます。

○【青木健議長】 被服費についてはどうですか。

○【内藤議会事務局長】 被服費につきましても、こちらは改選ですので、毎回少し多めのといひますか、選挙をにらんでの対応ですので、少し額が大きくなっているという状況でございます。災害時に議員さんの、私の認識ですと、市民の方との現場での対応等でもそういったものが必要ということで、予算化をされていると認識しているところでございます。これも議員の皆様、会派の考えで、時代とともに被服費をどうするかということは考えていただいてもよろしいのかなと思っておりますので、ぜひ各代表の御意見をお聞かせいただければと考えております。以上でございます。

○【青木健議長】 1点目の議場の椅子の問題については、一旦持ち帰って事務局でも試算をし、それで各会派にこれを持ち帰っていただきまして、意見を求めるということにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、2点目の被服費の問題ですけど、これはほかの代表の方がいでしょうか。

○【藤江竜三議員】 会派に持ち帰って見ないと正確には分からないんですけど、私個人としても被服費はちょっともったいない面が多いんじゃないのかなと思いますので、そういった方向性をもって会派に持ち帰って話してみたいので、前向きに考えたいと思っていますところですよ。

○【遠藤直弘議員】 被服費って、何人分で83万円なんですか。

○【古沢議会事務局次長】 こちらは一式で、10セット分で見積りは出させていただいてございます。これが83万1,000円ということで被服費を見させていただきました。以上です。

○【遠藤直弘議員】 じゃ、これ8万3,100円ということですね、1セットが。

○【古沢議会事務局次長】 1セット7万5,500円の10着で、10%の消費税ということなので83万1,000円。

○【遠藤直弘議員】 なるほど。じゃ、消費税込みで8万3,100円ということですね。

○【古沢議会事務局次長】 83万1,000円ですね。すみません。

○【遠藤直弘議員】 8万3,100円が1セットということですかね。消費税込みで。分かりました。

これも持ち帰りますけれども、私としてはあったほうがいいのかなと感じています。というのも、災害があったときにどのような状況になるのかが分からなくて、どの程度の災害が起こるかというのも分かりませんので、そのときに議員が参集して、分かりやすいようにしておいたほうがいいのかなとか、いろんなことを想像すると、まずはそういったものがあつたほうが便利なのかなと感じます。

なので、せっかく今支給されているものがあつて、ただ、新たに入られる方はないという状況になると、またそれもちぐはぐになるのかなと感じますので、今のところはあつてもいいのかなと感じています。

○【高原幸雄議員】 災害が発生した場合に、議会としても支援活動なり議長の下に立ち上げて、活動するわけですよ。そういう意味で議員がどういう動きをするかというのも、1つは市民も見ているし、必要かなという面もあるんです。しかし、今までの経験でいくと確かに、ただ、新人の議員さんが出たりした部分の予算ですよ、言ってみれば。新しい部分という意味ではね。ということなので、会派に持ち帰って検討させていただきたいと思います。

○【青木淳子議員】 私、公明党もやはり会派に持ち帰って相談をしてみたいと思いますけれども、

個人的には着る機会がないというお話でしたけれども、災害がないので確かに着る機会はないかなと。でも、いざというときの市民への対応のためには、議員として防災服を着ていたほうが対応としては、市民の目から見ても議会としても区別、区別という言い方が正しいかどうか分かりませんが、対応する場面では、「国立市議会」とたしかあは入っていますので、議会として災害対応しているんだということを市民の皆様に分かっていただくためにも必要なのではないかなと考えます。持ち帰ってまた相談してまいりたいと思います。

○【遠藤直弘議員】 これ10着、絶対買うわけじゃないですもんね。新人が入った分だけということですね。どうなんですか。

○【古沢議会事務局次長】 予算は10着でございますけども、既に貸与されている方に新たにということではございませんで、新しく入ってこられた方に貸与するということで、その人数分を買うということになります。

○【遠藤直弘議員】 そうですね。ありがとうございます。

○【重松朋宏議員】 私も何年も着る機会がないんですけれども、20年ちょっと前の寸法なので、いざ使うときに多分入らない。使うのであれば使えるようにしておかないといけないので、最初に当選したときに測って貸与して、それっきりというよりはもうちょっと、使うのであれば合理的な、ある程度セットでそろえておいて必要なときに貸与するとか、多分、職員も全職員に恐らく貸与してないと思うので、そういう形でストックを別に置いておいて、何かのときにはそれを使ってとかってやっていると思うんです。使うのであれば、何らかのもう少し合理的なやり方もあるのかなと思います。そのことも含めてそれぞれの会派で検討いただけたらと思います。

○【青木健議長】 よろしいでしょうか。じゃ、今の重松議員の御発言も含めてお持ち帰りいただき、御検討いただきたいと思います。

新年度予算については、ほかに何かございますでしょうか。

○【藤江竜三議員】 1点だけ。今年度是对応できなくても仕方ないと思うんですけども、インフレみたいなのに対応した、ちょっと微妙な値上げみたいなのは徐々に、例えば食料費とか自動車借上料とか、そういうのって徐々に一般的には値段が上がってきているかなと思うんですけど、こういうのを例年どおりでそのままずっとやっていっていると、微妙に将来的には少しずつ足りなくなるということも懸念しているんですけど、そういうのって少しは考えていたりするものでしょうか。

○【古沢議会事務局次長】 積算に当たりましては、必要なものは新たに見積りを取ってございまして、例えば議員改選費の中の印刷製本費などの中身なんですけど、例えば先例集であるとかハンドブックなんかを印刷する中身なんですけど、この辺は単価が上がってたりしています。そういったものは全て単価を上げて積算しておりますので、一応その辺は見込んで予算案をつくっているところでございます。

○【藤江竜三議員】 分かりました。

○【青木健議長】 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、現段階で一応確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、先ほど重松議員から発言がございました、いわゆるメンタルヘルスの委託の問題について協議をさせていただきたいと思います。この件については導入するということになりますと、予算が伴うものでありますので、ここで皆様と協議をさせていただきたいと思います。

去る5月の会派代表者会議のときに副議長から御提案があった件になりますので、その辺も含めて、各会派においてもお話をさせていただいていることであると思いますので、それぞれの御意見をまず賜りたいと思います。

○【遠藤直弘議員】 まず、ちょっと確認なんですけども、議長はメンタルヘルスとおっしゃっているが、重松議員は裁定をする場所だというふうにおっしゃっていて、議長のお話と重松議員の話とちょっと食い違っている部分があると思うんですが、この辺りはどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

○【青木健議長】 私のほうでメンタルヘルスと申し上げているのは、職員に準じてのことです。

○【遠藤直弘議員】 ただ、裁定をする場所というふうに先ほどもおっしゃった、その辺りもう一度、どのような目的なのかが分かりづらいので。

○【重松朋宏議員】 私も職員に準じるような形で、議会事務局の職員及び議員が対応できるような体制を予算化してほしいということです。裁定をするのであれば、それなりに制度をきちんとつくらないといけないので、また別の話になるかなと思うんですけども。

○【遠藤直弘議員】 これは藤田副議長が御提案をされているときなんですけれども、こうおっしゃっていらっしやいます。「今期もハラスメントのないような議会を目指しているところでありまして、仮に万が一そういったことがあれば、正副議長が一義的に対応するということはやるわけですが、万が一それでも収まり切らない場合があったときの備えとして、今後は外部の相談機関に相談できるようなことも、もしも今後、議論して議会が一致したら、そういうふうな新たなものもあったほうがいいんじゃないかと思ひまして、提案させていただきたいと思ひます」、ともおっしゃっていらっしやる。ということは、これ仲裁機関として位置づけるというふうに受け止められるような内容なんです、この辺りはいかがなんでしょうか。

○【重松朋宏議員】 私の認識では、職員のほうでの外部相談窓口も最後の裁定まではしない。第三者として関係者に聞き取りをして報告は上げますけれども、それを受けてどうするのかというのは、規定に基づいて職員の中で決めていく話ですので、それと同様に、裁定や仲裁を最終的に行うのは議会の中のしかるべき、現在で言えば正副議長ということになっているのかと思ひます。

○【遠藤直弘議員】 それであって、メンタルの部分なのか、話を聞くだけなのか、どのようなものを想像されているのかが分かりづらいんです。それは意思なのか。要はメンタルヘルスということですから、心療内科の方なのか、もしくは法律相談窓口なのかというのが分かりづらいんですが、いかがなんでしょうか。

○【重松朋宏議員】 基本は職員に準じてということです。4年前に議員の職員に対するハラスメントが、5年前ですか、あったときに、その当時は職員のほうでもきちんとした体制は取ってなかったんです。職員に対しては聞き取りはできたんですけども、議員に対してはできないということで、議員のほうの対応は議長が対応するということが、別々になっていたということがありまして、そのことを受けてどう対応するのかというのは、結局あのときも議会のほうは体制が特になかったもので、議長のリーダーシップの下で動いたんですけども、正副議長に過度に負担が大きかったかなと思ひますので……。

○【青木健議長】 今、重松議員がおっしゃったこと、職員には対応するんだけど、議員には対応しないということについて、これ2点理由がありまして、1点は私どもの身分というのは特別職という

ことであります。正規職員等とは違うと。それと、雇用関係がないということですね、特別職というのは。それともう1点は、やはり予算化されてないので、私どもとしては、これは1回の相談、対面で1万円、電話等でも6,000円だったかな、かかるということで、それが予算化されていないので、それでは対応できませんということでもあります。その辺は御理解いただきたいと思います。

○【遠藤直弘議員】 事務局に質問なんですけど、東京メンタルヘルス株式会社というのは医療機関なんですか。確認です。

○【内藤議会事務局長】 医療機関ではないというふうに認識はしております。あと、メンタルヘルスですので、健康を維持といいますか、心の健康のための相談の制度というふうに事務局のほうでは認識しているところでございます。以上です。

○【重松朋宏議員】 遠藤議員の手元には何かあるみたいなんですけれども、契約を考えている先とかというのものもある程度決めてやっているんですか。

○【遠藤直弘議員】 これは議事録です。会派代表者会議の議事録を見て、今お話ししています。その中で青木議長が、行政が単価契約を結んでいるのは東京メンタルヘルス株式会社だということをおっしゃっているの、そのことを出したということです。なので、5月のときに多分、重松議員も聞かれているということになると思います。

会派の中で打診を受けましたので、会派の皆さんと聞かせていただきました。まず、どのようなものを想像しているのかが、本当にはてなマークが出ていました。なので、要は医療機関なのか、法律相談なのか非常に分かりづらいと。

ただ、1つ皆さんがおっしゃっていたのは、そのようなことは私たち個人事業主と同じような立付けで行っている議員活動ということになっているので、そのようなことがあれば御自身のことで処理をするべきだということで、議会費を使ってそのようなことを行うのは市民に対して理解がされるのかどうかというのをおっしゃってまして、うちの会派としては反対したいということでした。以上です。

○【藤江竜三議員】 ちょっと重松議員にお尋ねしたいんですけど、職員に準じるという形で考えているということなんですけど、職員さんの場合だと、ハラスメントを何らかの形で受けたというふうになったら報告が上がるのかなとも思うんです。議員が相談した場合に報告はどこに上がって、その個人情報はどういう扱いですとか、その辺りって結構センシティブになるのかなとも思うんですけど、そういうのは準じられない気もするんですけど、どう考えているんでしょうか。

○【重松朋宏議員】 職員の場合でも外部の相談機関で相談を受けたりした場合も、しかるべき職員の委員会のほうに報告を上げるという形ですね。それに準じる形で議会が対応するとすれば議長に対して報告書を上げて、それを基に議長の下で対応することになります。

○【藤江竜三議員】 そうなると、先ほどおっしゃった議長の負担を減らすということには全くなってなくて、議長に来てしまったら、議長が結局、白黒つけるのかということもあったり、そもそも議長にその情報がいったいいいのかということもあるし、結構問題が多いような気がするんです。それで、ハラスメントをした人が議長であつたらどうするのかとか、その場合は副議長なのか。でも、副議長と議長が一緒になってやっていたらどうするのかとか、もうちょい詰めなきゃいけないところが多いんじゃないかなと思うんですけど。

○【重松朋宏議員】 それも職員に準じて体制が必要であれば、体制を整えれば。職員のほうも外部の相談機関と、あと市役所の中にある職員課で対応している相談のほうの両方に相談した上で、必要

であれば市長部局で対応する委員会のほうで報告を受けて、対応しているわけです。議会の場合ですと、事務局の職員を含めても30人程度の小さいところですので、その中だけで受け止めるというのはかなり難しい。実際、相談もしにくいでしょうと思うんです。

個人事業主的なものなので、それぞれで対応するというお話、ありましたけれども、それは小さな中小企業でも同じように、小さい事業所の中でのハラスメントであったりメンタルヘルスの事案があったときに、対応できるところがないということで社会的に問題になっているように、小さな自立した機関の中だけで対応していくというのはかなり難しいところがあると思うんです。

○【藤江竜三議員】 でも、そうなってくると、重松議員がおっしゃっているのって、解決すべき機関を求めているような気がするんですけど、相談機関じゃなくて、おっしゃっていることが違っているような気がする。

○【重松朋宏議員】 ただ、議会で何らかの対応を決めるときに、権限や責任まで外部には出せないです。最終的に何らかの裁定や仲裁をするとすれば現在では議長ですし、必要であれば議会の中にそういう委員会を設けてもいいのかもしれないですけども、元が小さな所帯なので、そこまで必要なのかどうかというのはあるんですけど。

いずれにしても職員のほうでさえそういう体制を、——それ以前も職員課が対応していましたよということにはなろうかと思うんですけども、やっぱり不十分だったので、外部の機関と契約したりして体制を整えていったように、国立市議会としてもそういう体制を整える一環として、外部のアドバイザーなり機関の力を借りるというのはあっていいのかなと思います。

○【藤江竜三議員】 私たちの会派で話し合ったところだと、仮に議長に個人情報が入ってしまって、議長が採決するというのはなかなか難しいのではないかなというところがありまして、職員に準じた形でそのまま制度をつくるというのは難しいだろうと考えているところです。それでまた予算立てするというのも、全体の仕組みをじっくり考えた上でないと時期尚早なのかなという判断です。

○【青木淳子議員】 私どもも会派で話し合いを致しました。メンタルヘルスという考え方は、まずこれは心の健康を保つ、そういった心の相談の部分であると思います。

もともとの提案の内容が、議長、副議長が対応して、それでも収まらない場合、私もその当時の議事録を拝見したんですけども、収まらない場合は仲裁機関としてということでしたが、議会事と個人の心の相談事が一緒くたになっているように考えます。議会事は議会事、そして議員個人が相談する心の相談はまた別次元で考えるのではないかと思います。議会で起きたことは議長、副議長を中心に、そこは解決を求めて進めていく。そこがまずは大前提だと思います。

その上で、議員が心の相談をする場合には、身分が特別職というところがありますので、職員に準じてというのはちょっと角度が違う。個人的にそれに対応する医療機関ですとか、都に行って相談をするべきではないか。それは別として考えたほうがいいのではないかと思いますし、個人的な心の相談をする場合は議員が個人として自費でというふうに考えるべきであると思います。

ですので、議会としてメンタルヘルスの予算を確保する必要は今はないのではないかなというのが、会派としての考え方です。

○【高原幸雄議員】 うちの会派ではまだこれは本格的に議論してないので申し訳ないんですけど、改めて今の提起、重松議員あるいは議長の報告を受けて、会派で議論したいと思っております。申し訳ありません。

○【遠藤直弘議員】 すみません、最後もう一回確認していいですか。当初、藤田副議長から提案さ

れたときには、どちらが主立ったものだったのか。要は仲裁をするための判断をする機関なのか、もしくはその後、心を痛められた、これ東京メンタルヘルスという名前なので、私たちはどちらかというと医療機関というイメージで受け止めたところがあったんです。そのときの会議のときに。そうすると、医療機関のことなのかなというふうにふわふわふわんと浮かんでしまったんですけども、どちらを主立って考えていらっしまったのか。

○【藤田貴裕副議長】 すみません、お時間を頂いてありがとうございます。私は、今、遠藤議員に読んでいただいたとおりでありますので、一義的には当然、議長、副議長の話でありまして、相談というのは第三者的なアドバイス、あるいは心の相談と。それ以上は議会事には当然踏み込めないと思っていますので、そのように考えています。

○【青木健議長】 それでは、東京メンタルヘルスについて、局長から御説明いただけますか。

○【内藤議会事務局長】 東京メンタルヘルスということではなくて、一般的に職員課さんがされているといいますか、事業主としてメンタルヘルスということについては、先ほど議員さんからもお話が出ていましたけども、メンタルヘルスは直訳すれば心の健康というものでございますので、心の健康を保ったり、当然ケアをする。相談を聞いて、心の健康を保持する機関だと思っています。明確に私もこの場でお話ができないんですけど、何か結果を出すという機関というか、職員のほうの事業もそういったものではないというふうに認識しているところでございます。以上です。

○【重松朋宏議員】 職員課のほうでメンタルヘルスということで外部の機関と契約してというのは、従前からされていたことだと思うんですけども、それと別に、5年前の議員からのハラスメント事件を受けて、市長部局の下で改革の委員会みたいな体制が取られて、その対応の一環として外部の相談窓口と契約、予算化していたと思うんですけども、そこは東京メンタルヘルスじゃなかったと思うんです。それはメンタルヘルスというのではなくて、きちんと事実関係を第三者の立場で聞き取りを行って、その事実関係についてまとめる。メンタルヘルスも含めて相談を受けることもあるかもしれないですけども、心の相談対応というのとは別で契約されていたと思うんですけど。

○【青木健議長】 ちょっとお待ちください。そうしますと、先ほど副議長が言われていたのと違うように思うんですけど。

○【藤江竜三議員】 そごがやっぱりあるような気がする。

○【青木健議長】 そうすると、ジャッジする機関。

○【重松朋宏議員】 ジャッジではないです。

○【藤江竜三議員】 あったことを調査する機関です、それじゃ。

○【青木健議長】 重松議員の言われているのですと、私のほうから申し訳ないですけど、ハラスメントという行為があったかどうか、それがその行為に当たるかどうか判断をする機関を指しているように思うんですけど、先ほどの副議長のお話ではそうではなくて、心の相談というような意味合いだったと思うけど、それはどうなのでしょう。

○【重松朋宏議員】 職員に準じてといったときに、職員はどうしているのかというのがここに出されてないので、臆測で私も皆さんも話しているようなところがあると思うので、もう一度、職員のほうではどういう……。

○【藤江竜三議員】 だから私は重松議員に聞いていたんですけど。準じてというのはどういうことなんですかと聞いている。

○【重松朋宏議員】 そこで先ほどから聞かれても、私も職員に準じてというふうにしか答えられな

いんですけれども。

○【藤江竜三議員】 それだったら、もうちょい調べてからじゃないと参加できないんじゃないか、そんな急にはできないんじゃないですか。

○【重松朋宏議員】 私が必要だと思っているのは、個人としての心の相談、それもあっていいんですけれども、議員と職員間あるいは議員と委員の間、議員と議会事務局の職員との間で何らかのトラブルがあったときに、いきなり議長が関わっていくといっても狭い、同じ会派だったり、関係もあったりするので、直接議長に言っていけないような事案もあるでしょうから、職員のほうで整理されたように外部にも関わってもらうための窓口というのは必要なんじゃないか。

○【青木健議長】 申し訳ございません。重松議員、もう少し目的を明確にさせていただきたいと思うんですけど。何を求めてその機関が必要なのかというのが、ある面ではジャッジを求めているような発言もございますし、もう1つの面では心の相談と。それこそメンタル的な相談ということも言われて、何を求めていらっしゃるのか、もう少し鮮明にさせていただけないでしょうか。

○【重松朋宏議員】 ジャッジを伴わない第三者的な介入及び相談の窓口です。それはメンタルヘルスが主ではなくて、メンタルヘルスの対応も当然その過程で必要になってくるとは思うので、附属してくるとは思うんですけれども、個人の心の問題ではないと思うんです。

○【遠藤直弘議員】 ということは、副議長がおっしゃっているのとはまた別の提案だということでしょうか。

○【重松朋宏議員】 私は5月のとき、詳細まで会議録を確認してないんですけれども、副議長が発言されたときにはメンタルヘルスでのカウンセリング機関とは受け止めなかったですし、ジャッジする機関としてということでもない、第三者的な1つの窓口として副議長が提案されたんだと受け止めます。

○【青木健議長】 そうしますと、その機関については、先ほど青木淳子議員から明確に、議会事と個人事とは違うと。我々は議員なんだから、自費でやってほしいという御意見が出されておりました。まだ共産党さんが内部で話し合いをされてないということでもありますので、本日はこの程度にとどめさせていただいて、一旦お持ち帰りを頂きますが、そういう御意見があったということも会派の中でお伝えいただきたいと思います。副議長、よろしいですか。

○【藤田貴裕副議長】 はい。

○【青木健議長】 それでは、これは次回もう一度話をさせていただきたいと思います。

それでは、メンタルヘルスの問題については、本日はこれまでとさせていただきます。



議題3. 令和5年定例会の日程について

○【青木健議長】 それでは、議題3、令和5年定例会の日程についてに入らせていただきます。これは議会事務局より御説明願います。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、令和5年定例会の日程について御説明をさせていただきます。会派代表者会議資料No.7を御覧ください。

日程につきましては、従前を参考にしまして作成しているところでございます。令和5年は改選の年でございますので、5月以降の日程は参考でございます。臨時会の日程も5月16日に予定をさせていただいているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【青木健議長】 説明が終わりました。令和5年の定例会日程についてはいかがでしょうか。重松

議員。

○【重松朋宏議員】 改選前なんですけれども、予算特別委員会の初日が大分早まっている感じがするんです。以前は2月26、7、8ぐらいが初日だったイメージなんですけれども、5日間ぐらい、間に国民の休日が入っているというのもあるかと思うんですが、大分早まっているんですけれども、これでよいのかというのと、あとこれによって資料請求の締切りだとか、あるいは我々の予算案の事前の説明の日程もひょっとすると前倒しになってきているのかなとも思うんですけれども、そちらへの影響というのは何かあるのか。

○【内藤議会事務局長】 日程につきましては、今、重松議員さんおっしゃるように、祭日の関係、お休みの日がありますので、今年の日程とほぼ同じ、平日にすると1日違いなのかなと思っていますところで、特段、非常に早まっているわけではないという状況でございます。あと、公務等、日程等もございますので、このような日程にさせていただいているところはございます。

あとは会派への御説明というのは私どもでは御回答ができないところかなと思っておりますし、資料の締切り等々につきましては、当然議会事ですけれども、これまでも予算の関係は非常に、決特もそうですけど、職員負担のために議会の資料も減らしていただいていますし、また資料の締切日も議員さんの中で会派代表者会議で御議論いただいて、御協力といたしますか、対応をいただいていますので、特に予算特別委員会の資料については、そういった議員さんの御協力といたしますか、議員側からのそういった考え方も必要になってくるのかなと思っておりますところでございます。以上でございます。

○【青木健議長】 それと局長、もう一点、最終本会議、これは確かに以前より早く終わるようにしていますので、その辺の理由についてもちょっと申し上げていただけますでしょうか。

○【内藤議会事務局長】 たしかに10年前と比べると、少し早めに最終本会議がなっているところでございます。これは今、決算の年度の締め関係で、会計の経理上の関係で、最終本会議が年度の終わりの31日までに日数が、市の業務上必要ということになってきておりますので、その点はぜひ御理解を頂ければと思っております。以上でございます。

○【青木健議長】 補足して申し上げますと、以前は、例えば議会が27日、28日まで組まれていたこともあったんです。そういうことになりますと、当局サイドの会計上の締めについて、年度末の締めが非常に煩劳になってしましまして、職員の残業等もそれにより増えたということもありまして、このような日程に変更されてきたということも併せて御報告させていただきたいと思います。

○【重松朋宏議員】 あと、予算議会は、最終本会議2日間連続で日程を取っていたと思うんですけれども、これは1日だけということに。

○【内藤議会事務局長】 これは最終本会議の運営の仕方が数年前に変わって、最終本会議の状況を見て、何も令和5年からではなくて、この数年、第1回定例会の最終本会議も1日で予定をしているところでございます。変わってないところでございます。以上でございます。

○【重松朋宏議員】 でしたら、私が失念しているのかもしれないんですけれども、毎年、予算議会は最終本会議2日間で日程を取っておいて、実際には1日で終わることが多かったんですけれども、それをここ数年、1日予備日として、それはコロナ対応ではないですよ。予算議会だけ予備日を1日必ず設けて、定例会の日程の予定案でも2日間明記されていたんですけれども、それが変わったときにそのことの説明をして、これでいいですねという確認でなかったように思うんですよね。

○【青木健議長】 その説明があったかどうか、ちょっと私も不明のところであります。これは事務

局も今、していると思うということでおっしゃっていましたが、どちらにしましてもこの場でその日程は確認をされているということでもありますので、説明がなかったから、どうというレベルの話ではないと私は思っています。

それと現在、コロナ対応でございますので、この表には24日というふうになっておりますけど、毎議会何日間ということを出すに当たっては、これより先の日程が出てくるということでございますので、予備日についてはその中に含まれているというふうに御理解いただけたらと思います。

○【重松朋宏議員】 ただ、あらかじめ予備日として日程を入れているかどうかによって、議会での我々の対応も、もちろん会期を延長して日程を入れることもできるんですけども、あらかじめ最終本会議は予備日を含めて2日間あるという前提で予算議会に臨むのと、最終本会議は1日ですというので臨むのとでは全然変わってくるので、それであれば……

○【青木健議長】 ちょっとお待ちください。変わってくるとしてもどこが変わるんですか。最終本会議に臨む姿勢として、1日だろうと、2日であろうと変わらないんじゃないですか。必要があれば2日間使うのであって、必要がなければ1日で終わるということでもあります。

○【重松朋宏議員】 でしたら、従来どおり2日間日程を入れておくという。

○【藤江竜三議員】 従来、去年とかはこの形になっているはずです。

○【重松朋宏議員】 3年前ぐらいまでは2日間で入れていた。

○【藤江竜三議員】 3年前だったら従来じゃないです。

○【重松朋宏議員】 それは予算議会は最終本会議、それなりの……

○【青木健議長】 暫時休憩と致します。

午前11時2分休憩



午前11時17分再開

○【青木健議長】 休憩を閉じて会派代表者会議を再開いたします。

休憩中にいろいろ御意見を賜りました。

それでは、確認をさせていただきます。令和5年定例会の日程については、お示しの定例会日程案のとおりとさせていただきますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、そのように決定をさせていただきます。ありがとうございました。



議題4. 令和4年第4回定例会の議事運営について

○【青木健議長】 続きまして、議題4、令和4年第4回定例会の議事運営についてに入らせていただきます。

御承知のとおり、コロナウイルス感染症につきましては、これから寒く、乾燥する時期を迎え、第8波の状況が12月定例会でどうなっているのか考える必要があると思います。そこで、皆様方に運営についてお諮りをしたいと思いますが、何ものしに御協議いただくというのもありますので、議長と致しましては3定と同様の議会運営をお願いしていききたいと思います。いかがでしょうか。重松議員。

○【重松朋宏議員】 会派のほうで意見を聞いたところ、3点あります。事前通告制については、本会議、委員会の事前通告制は廃止してほしいということが1点。それから、委員会の議員の傍聴を自

粛ということをやっているんですけども、傍聴は認めてよいのではないかというのが2点目と、あと委員会での報告事項の報告についても、委員会外で幾らやってもそれは全くの非公式なもので、他の議員とも共有できないものなので、委員会の報告事項というのも行うべきだと、この3点、会派として主張させていただきます。

○【青木健議長】 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいま重松議員からございました3点について、御協議をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、質疑事項の事前通告です。補正予算ですから、多岐にわたる案件についてということになっていると思いますが、事前通告を廃止してほしいということですが、これはいかがでしょうか。

なぜ事前通告にしたかという、委員会内に入る人数をある程度コントロールというか、制御してまいりたい、密にならないようにしていきたいということで、この制度はこのシステムを取り入れさせていただいているわけですが、事前通告を廃止してほしいということになりますと、案件によってはかなりの職員さんが中に入らなければならない、そういう状況が生まれてくると思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

○【遠藤直弘議員】 事前通告が必要なものは、委員会の事前通告なのか本会議場の事前通告。

○【青木健議長】 どちらもあります。

○【遠藤直弘議員】 両方ともということですか。

○【重松朋宏議員】 補正予算。

○【遠藤直弘議員】 補正予算。

○【青木健議長】 はい。どちらもあります。本会議の場合には即決案件でございますね。それと、追加補正等で最終本会議即決という場合があります。

○【遠藤直弘議員】 たしか前議会でも、補正予算に関しては質疑通告なくできたのもあったと思っただんですけども、私の記憶違いでしたか。（「条例案」と呼ぶ者あり）ありましたよね。（「補正予算だった」と呼ぶ者あり）たしか事前通告しないで。

○【内藤議会事務局長】 これまでの確認でいいますと、3定の運営は基本的に補正予算について事前通告、本会議も、議長おっしゃるように委員会も事前通告ということでございます。ただ、たしか3定のときの最終本会議の急な御提案の予算がありましたので、それにつきましては日数がないということで事前通告ができなかったという経過がございます。基本的に、補正予算は事前通告という議会内の取り決めでございます。

○【遠藤直弘議員】 それは日数の問題だったということでよろしいんですね。

○【内藤議会事務局長】 そのとおりでございます。

○【遠藤直弘議員】 入る説明者が云々かんぬんというのではなくということですね。要はそれが絞られていたからとか、そういう意味ではないということですね。

○【内藤議会事務局長】 議員さんおっしゃられているように、絞られている内容も確かにあったと思いますが、日数的に通告を頂く日数がないという形で、通告制をしなかったと考えています。

○【重松朋宏議員】 理由は3点あって、1つは、締切日がすごく乱立して煩雑になってしまっていて、会派、交渉団体内でもこの日が何の締切りでというのはかなり情報が錯綜して、混乱していたところがあるというのが1点です。

それから、委員会についてなんですけれども、通告日が委員会開催日の1週間ぐらい前に設定されていて、一方で、委員外議員の質疑については前日正午が締切りになっていたりして、これちょっと不公平なんじゃないかと。あまりにも早いと、委員は早めにかなり詳細なところまで通告しないといけないというのが2点目。

3点目が、委員会なんですけれども、款項目まで詳細に通告しているので、その場で質疑をしようとしたときに、通告してない款項目については、そこに出席説明員がいても通告できない。委員会の審査の中で、これは新しい論点として質疑が必要じゃないかと委員が思っても、あらかじめ通告していなかったら、そこに説明員がいるのに質疑できないというのは課題があるんじゃないかというのが3点目です。

○【青木淳子議員】 今、重松議員から、締切りが乱立して煩雑という御意見がありました。私はそうは感じていないんですけれども、その設定をもう一度、事務局から御説明いただけますか。

○【内藤議会事務局長】 3定のケースでいいますと、本会議については審議日の2日前という締めはこの何回かさせていただいて、分かりやすくといいますか、何日ということじゃなくて、最終と初日もありますので、審議日の2日前の正午という決めになっております。委員会のほうは、確かに1週間程度前の日にちを過去取っているところでございます。以上でございます。

○【青木淳子議員】 本会議に関しては審議前の2日前の正午、また委員会は各委員会ごとに1週間前ということだったかと思しますので、それぞれが所属する委員会の1週間前というふうになっていれば、自分が所属する委員会で質疑するかどうかということですよ。乱立という表現は、ちょっと私としては合わないような感覚があるんです。自分の所属する委員会は何日というのが限定されますので、きちんと明確になっているのではないかなと感じます。

○【藤江竜三議員】 通告については、感染の状況を見ますと、そのままでよいのかなと思うんですけども、傍聴については確かに政府の基準も変わってきたところもあったかのように……

○【青木健議長】 まだ傍聴までいってないんですけど。

○【藤江竜三議員】 すみません。そうか。通告についてはまた。

○【高原幸雄議員】 この運営の仕方は感染防止ということが念頭にあって、それに対していろんな対策の中での1つになっているということを考えると、一定程度の委員会の質疑の中身については、密を避けるという意味ではやむを得ないのかなというふうに私なんかは捉えているんですけど、うちの会派ではその問題は具体的にはまだやっていませんけども、一応私としてはそんな捉え方をしています。

○【遠藤直弘議員】 一応議長がおっしゃっているので、コロナ対応をまだ続けなければいけないというスタンスですから、いつも同じことを申し上げるんですけれども、今はいいかもしれないけど、その次には大変なことになっているとか、逆にそのときにはすごく悪かったけども、非常によくなっているという状況を繰り返していると思うんです。なので、それを考えると、そのときに何が起きているか分からないので、今の取決めとしては前回並みだねというのは合理的な判断だと思うので、前回どおりということだと思います。

あと、もしもこれを変えるのであれば、特に出席説明員が伴うものを変えることというのは非常に大きな変化になると思うんですけれども、それを変えるのにはコロナ対応はもういいでしょうとなったときに初めて変えるぐらい、事前通告に関しては大きなものなのかなと感じています。以上です。

その次のものはまた申し上げます。

○【青木健議長】 それでは、重松議員、御提案いただきましたけど、一致になりませんので、事前通告については、先ほど議会事務局長の説明のとおりさせていただきたいと思いますので、御了承願います。

続きまして、委員会への議員の傍聴、この件はいかがでしょうか。

○【藤江竜三議員】 傍聴については、確かに議員は基本的に傍聴される方は黙っていることでありましょうし、また距離も一定程度取れると思いますので、入るということについては皆さんで合意が取れるならば、入っていただいてよいのではないかなと考えております。

○【青木健議長】 ほかいかがでしょうか。（「同じですね」と呼ぶ者あり）

それでは、議員による委員会の傍聴については、制限は設けないということにさせていただきたいと思います。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは、最後にもう一点、報告事項の取扱いなんですけど、これを委員会の開会時間内ということについてはいかがでしょうか。

○【遠藤直弘議員】 議長がどうお考えなのかまず確認したいんですが、委員会はどれぐらいに終わるべきだとお考えになっていらっしゃるのか。

○【青木健議長】 各会議について、私は今の状況下においてはできるだけ短時間、時短をして終わるのが望ましいと考えております。

○【遠藤直弘議員】 最長で行われてもというところでいうと、5時前にということでしょうか。

○【青木健議長】 時間で何時ということについては、申し上げられないと思うんです。議案数にもよりますし、それぞれ付託されている内容が違いますので、それは言えないと思います。

ただし、私どもは市民から負託をされていて、慎重審議をしなければならないという立場でありますので、必要な審議については行わなければならない。それに要する時間が一定数かかるということについては致し方のないことだろうと思いますが、ただ、その中にあっても、それぞれの議員の御協力によりまして、ここの部分については短縮ができるよねというのがあれば短縮をしていただきたい。自分の意見を述べるということではなくて、できれば質疑についても端的にさせていただければ、なお時短にはなってくるのではないかと思いますので、何時までに終わればよいということでは考えていないところです。

○【遠藤直弘議員】 私も委員長として参加していますが、これも前回のこの会派代表者会議でも申し上げましたけれども、非常に難しいかじ取りをしている感じがあります。やはり、委員として皆様の御意見は妨げることはできないですし、当然質疑もそうですし、討論もそうですし、それを手短にということも言えない立場の中で、では、どこで時間の調整をしなきゃいけないかというところを考えると、前回も早めに終わるかなと思えばそうでもなく、なかなか時間が読めないところがあるので、前回の委員会、9月議会は、比較的早く、議案数も少ないのでということであつたんですけども、そうもいかずにかなり遅くまで行っていて、そこからこの決め事の中で報告事項を委員会の中にとったところだと、たしか8時ぐらいから報告事項をしなきゃいけないという状況になることを考えますと、職員もその分残っていただいて、感染リスクも増えるということを考えて、今の段階では委員会内ではちょっと難しいのかなと。やるのであれば早く終わっても、委員会外で対応ということのほうが合理的なのかなと思っております。縛りをかけられると、また運営上非常に難しくなっ

くるなという気持ちがすごく強いです。

○【重松朋宏議員】 私も遠藤委員長の総務文教委員で、12月議会も報告事項をしっかり報告を受けるというのは無理かなと内心は思っていたりもするんですけども、3定の中でも他の委員会で議案がほとんどなくて、審査が終わって閉じた後で報告を受けて、結構活発な質疑をされていた委員会がございまして、私もその内容をちょっと聞きたくて廊下のところで聞いていたんですけど、マイクも入ってないので、かなり活発な意見交換されているのにその内容が共有できないし、残らないのはすごくもったいないなと思ひまして、せめて各委員会の委員長判断で、今回は議案の数も少ないので閉じない形でやりましょうとか、あるいは閉じた形でざっくばらんに意見交換しましょうとかいうのを委員会ごとに決めてもいいのかなと。一律にやらないというよりは、それぞれの委員会で御判断をしたほうが合理的なのかなと考えています。

○【青木健議長】 申し訳ございません。委員会ごとの判断ということになりますと、それを決めるだけでまた時間を各委員会が費やすことになりますので、それでは本末転倒であると思いますので、この場で決めさせていただきたいと思ひます。

今、重松議員がおっしゃっていた前半の部分、活発な意見が出され、聞いたかったという部分については、議員の傍聴はここで制限をしないということになりますので、それについてはクリアできたかと私は思いますが、よろしいですね。

そうすると、後半の部分についてですが、それが記録に残らないということについてですけど、その辺についてはいかがかというか、これは私から提案議員にお聞きしたいんですけど、報告事項、可否の判断をするものではないものが、委員会の中でやって記録に残るのと残らないものというのは、どういう違いがあるとお考えなんでしょうか。明確にそれによって行政の姿勢が変わるんだということであるならば、これは大きな問題だろうと思ひますが、私のほうではそのようには受け取っておりません。当然当局については委員会の中で記録に残るか残らないかということではなくて、議員からの意見というのはそれぞれ真摯に受け止めていただいていると思っておりますので、それがどう違うのかももう少し明確に御説明いただけますか。

○【重松朋宏議員】 委員会での発言はとても重いものだと思ひていまして、答弁にしても非公式の場で話すのと委員会の場での答弁では、重さが全く違う公式な発言になろうかと思ひます。確かに非公式の報告であれ、傍聴することによって議員内での共有ができると思ひますけれども、そこでのやり取りが委員会記録の中に残るのと残らないのとでは、委員の発言も答弁者の発言も重さは全く違うものになろうかなと。

また、議会基本条例でも、条例として提案されていく行政計画などについて、執行部のほうで一方的に決めるんじゃないなくて、議会のほうがより関わっていけるようにというような、たしかそのような記述があったと思ひますけれども、それを受けて、かなり報告事項はたくさん用意をさせていただいているんですけども、それが公式の場での質疑や説明ができないままに確定されていくというのは、議会の機能としてももったいないなと思ひたんです。

○【青木健議長】 委員会の中と外では重さが違うんだということですね。それと、発言の機会がそういうことでなくなっていくのは、議会としてももったいないのではないかという御意見ですけど、いかがでしょうか。

○【青木淳子議員】 委員会の審査というのは非常に重要であるということは、当然であります。委員会で行われているのがまず陳情ですね。市民の皆様から頂いたもの、それを一番最初にして、十分

な時間を使って審査をしている。さらに、重要なのが行政側から出された議案があります。ここも時間をかけてしっかりと質疑をされているかと思います。

報告に関しては、議案ではないというふうには私は認識をしております。ですので、文書としては行政側もきちんと報告をしていただいております。それに関しての意見交換でありますので、質疑ではなく、審査でもなく意見交換ですので、これは委員会内で行わなくても文書として報告をされているので、十分ではないかと考えます。ですので、私としてはこれは委員会内で行わなくてもいいのではないかと考えます。以上です。

○【青木健議長】 青木議員、今のやり方につきましてはコロナ禍の対応ということになりますので、当然コロナの問題が解消されましたら、従前どおりのやり方になってくるんだらうと私は思っております。これはそのとき、また戻るか戻さないかという議論が出てくるのかもしれないですけど、私のほうでは現段階ではそのような認識で扱わせていただいております。

○【遠藤直弘議員】 もう一度重ねますけども、私も報告事項は中でやりたい気持ちは本当に十分あります。なんですが、議会の運営上の問題で本当に難しいと感じているのと、あと先ほど議長がおっしゃられていましたけれども、委員会ごとに決めるというのは、これもまたハードルが高いなど。その場その場で非常に難しいことがあるので、この会派代表者会議があるんだらうと理解していますので、その辺りは各委員会の委員長さんごとに任せてというのは判断しづらいですね。難しいと思っております。

あと、当然、コロナ対応が終われば平常に戻したいなというのは、私も本当にあります。以上です。

○【青木健議長】 御意見いただきましてありがとうございます。ただいま御意見を頂きますと、この取扱いについては一致点を見いだせませんので、従前どおりの取扱いとさせていただきたいと思っております。御了承ください。お願いします。

それでは、確認をさせていただきますが、第4回定例会の議事運営につきましては、従前どおり3定同様ということで確認をさせていただきます。なお、各常任委員会における議員の傍聴については、制限をしないということで確認をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

それでは、ここで全ての協議事項が終わりました。



※ 損害賠償請求事件（令和4年（ワ）第2011号）について

○【青木健議長】 次に、損害賠償請求事件について御報告がございます。この案件は裁判に関する内容ですので、ここで暫時休憩とし、概略のみの報告とさせていただきたいと思っております。御理解のほどよろしくお願いします。

それでは、暫時休憩と致します。

午前11時46分休憩



午前11時48分再開

○【青木健議長】 休憩を閉じて会派代表者会議を再開いたします。

続きまして、私のほうからもう一件、さきにお話をさせていただいております、第2回定例会で全会一致で可決をしていただきました公共下水道ストックマネジメント計画に基づく改築事業に対する

都の補助率の見直しを求める意見書の件でございますが、現在、意見書と同趣旨のものを東京都への要望書、そして東京都市議会議長会から要望していただくよう努力をしているところでございます。今後、東京都市議会議長会総会で確認されましたら、また皆様にも引き続き御報告をさせていただきたいと思っております。現在、それぞれちょっと根回しさせていただきまして、局長のほうでは局長会に根回しをしていただいております、私のほうではそれを受けて、議長会に根回しをさせていただいているという状況でございます。以上ですが、そういうふうに今させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、追加になりますけど、さきに申し上げましたけど、私のほうでは都議会議員を通じまして東京都の担当に説明の上、直接手渡しをさせていただいた。それと、私は自由民主党の所属議員でありますので、自由民主党の三多摩議員連絡協議会というところにもこの問題を今提起させていただいて、三多摩格差が大きな問題ということで取り上げてもらえるようになりそうな状況にあります。

以上、御報告をさせていただきますが、この件についていかがですか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして全ての議題、報告が終了いたしました。



○【青木健議長】 これをもちまして、閉会をさせていただきたいと思っております。御協力、誠にありがとうございました。

午前 11 時 51 分閉会